

住民登録

11月1日現在

人口	78,361	+39
男	37,696	
女	40,665	

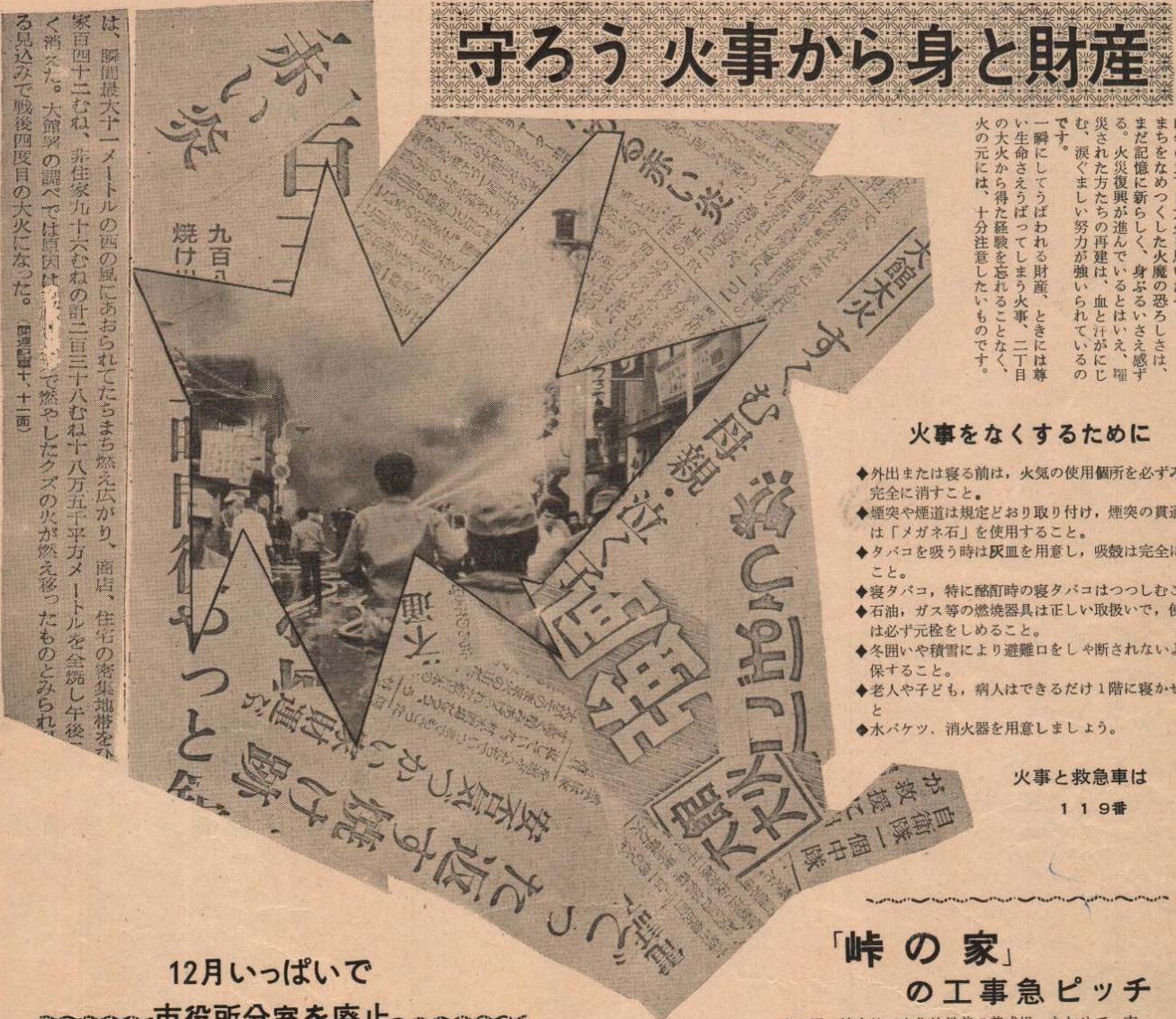
世帯数 19,217 +41

# 広報あおだて

No. 149

編集と発行一大館市役所  
発行年月日—昭和44年12月1日  
発行日—毎月1日  
定価 1部5円

昭和43年3月1日第3種郵便物認可



## 12月いっぱいまで

### 市役所分室を廃止

(旧保健所あと)

庁舎の面積がせまいため、栄町に分室を設けて(建設課、農林課、農業委員会、大館土地改良区、大館市森林組合等)執務してきましたが、業務執行の不便はもとより市民サービスに欠けることが多く大へんご不便をかけて申しわけありませんでした。

幸いに9月定期議会で庁舎増築工事費の予算が議決され本庁舎の裏庭に木造モルタル二階建て、延面積約500m<sup>2</sup>の別館を建築工事中です。この工事は12月中旬に完成しますので分室を一切廃止して全部を移転します。

入居課の配置は、市民サービスの面から再検討を加える必要がある程度で本庁舎に入室している課との一部入れ替えをすることで検討を進めており、12月25~27日頃に引越作業を行ない年内にすべてを完了させ新年からは名実ともに面目を一新して執務いたします。(詳細は広報1月号に掲載)

また電話についても今まで分室各課の直通電話を移転と同時になくして、各課全部が代表②1212の交換機を通して通話することになりますから、お間違いのないようにしてください。

ただし土地改良組合②0558、森林組合②6015はそのまま直通です。

## 火事をなくするために

- ◆外出または寝る前は、火気の使用個所を必ずみて、完全に消すこと。
- ◆煙突や煙道は規定どおり取り付け、煙突の貫通部には「メガネ石」を使用すること。
- ◆タバコを吸う時は灰皿を用意し、吸殻は完全に消すこと。
- ◆寝タバコ、特に酩酊時の寝タバコはつしまこと。
- ◆石油、ガス等の燃焼器具は正しい取扱いで、使用後は必ず元栓をしめること。
- ◆冬団いや積雪により避難口をしや断されないよう確保すること。
- ◆老人や子ども、病人はできるだけ1階に寝かせること
- ◆水バケツ、消火器を用意しましょう。

## 火事と救急車は

119番

## 「峰の家」の工事急ピッチ

青年層の社会的、文化的教養の養成場、あわせて、市民の保養所として利用していただこうと、市がその建設を進めている「峰の家」は、いま急ピッチに工事が進められています。

建築場所は、矢立地区の下内沢というところで、国道7号線から日景温泉に行く途中に位置しています。

附近には、矢立峰、矢立温泉など、名所旧跡の多いところとあって、いまからその完成が待たれています。



昨年の二丁目大火を思いだそう。  
まだ記憶に新らしく、身ぶるいさえ感ずる。  
火災復興が進んでいるとはいえ、罹災された方たちの再建は、血と汗がじみます。涙ぐましい努力が強められているのです。

一瞬にしてつばわれる財産、ときには尊い生命さえも、しまう火事、二丁目大火から得た経験を忘れないことなく、

火の元には十分注意したいものです。



### ◇ 生活保護関係

生活保護が国の責任であることを明らかにするため、保護を要する費用の8割を国が負担し、残りの2割は本市で負担しています。

10月31日現在、生活扶助、医療扶助など（保護の種類は7種類ある）を受けている世帯は486世帯、人員にして974人になっています。これら被保護者に支給する保護費も44年度中には約1億7,000万円におよぶ推定です。

毎月支給される保護費も決して高いものではないものの、1日も早く自立更正できるように、毎日のごとく個別指導にあたっている市の専門職員（ケース・ワーカー）が7名、福祉事務所に配置されています。

### ◇ 児童福祉関係

児童はすべて、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならないという、児童憲章の理念にたって、本市でも、児童扶養手当の支給をはじめ、市立保育園（10カ所）および児童館（2館）の施設を完備して、児童の福祉向上をはかっています。

### ◇ 母子福祉関係

市内の対象家庭591世帯の福祉向上をはかるため、佐藤鉄也さんが母子相談員として、対象世帯の各種相談に応ずるとともに、生活資金、住宅資金、修学資金などの貸付相談も引き受け、母子一体の生活向上をはかっています。

### ◇ 老人福祉関係

人口構成の変化による老令人口の増大による老人の対策は大きな社会問題化しています。とくに、寝たきり老人の対策、そして、話し相手がなくだらひたらにさびしい余生をおくっている孤独な老人の対策は、前向きの姿勢でとりくまねばならない問題です。



写真 10月4日から開館している、大館市身障者福祉センター

#### 利用料金表

区分	利用者区分	料金	入湯税
休けい	身障者およびその家族	50円	
	身障奉仕員等の会社福祉事業関係	100円	20円
一般市民		150円	20円

## 身障者センターにつづく

### 大館老人福祉センターの完成

## 前向きに進む市の社会福祉事業

社会福祉事業は、困っている人に援助をすることや、児童福祉、母子福祉、老人福祉、身障者福祉、精薄者福祉など、すべての人がしあわせな国民生活ができるようにすることです。

それだけに、非常にその範囲が広く、十分な対策を行なうことは、きわめてむずかしいとされています。

このような観点にたって、本市の社会福祉事業の実態はどのようにになっているか、その概要をさぐってみました。



◇ 写真是、十一月十三日に開所した大館老人福祉センターです。  
◇ 収容人員は百名で、老人（宿泊）一泊五百円です。  
◇ 利用申込は、電話②一四四五五・老人福祉センターに直接申込んで下さい。

◇ 写真是、十一月十三日に開所した大館老人福祉センターです。

非常にうれしいことです。

### ◇ 精神薄弱者福祉関係

市内には精薄者が163人（18才未満106人・18才以上57人）います。

この方たちへの相談、指導そして、施設入所の紹介なども福祉事務所の仕事になっているものの、とくに施設への入所については、県内でもたった5カ所にすぎないため、入所の紹介には困難をきわめている現状です。

市ではいまのところ、本人やご家族のみなさんで組織する「手をつなぐ親の会」の話し合いを数回となく開いて、まず、精薄者の今後の対策をどうすればよいかを親身になって検討を加えています。

### ◇ 民間社会福祉事業関係

民間の社会福祉活動もめざましいものがあります。

社会福祉法人、大館恩賜の白百合ホーム（母子寮）公益質屋、乳児保育所（明年2月開所）などの施設をはじめ総合的な福祉行政の役割をはたす社会福祉協議会、日赤、共同募金会そして民生委員、児童委員などの福祉事業活動は、本市の社会福祉事業の推進にはかかせない存在あります。

### <むすび>

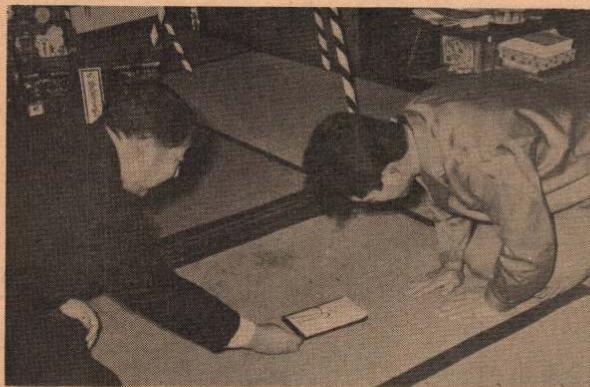
あまり具体性のない、本市の社会福祉事業内容の説明でありましたが、大ざっぱな説明の中にも、いかに福祉向上に前向きの姿勢でとりくんでいるかを、少しでもご理解していただければ幸いです。

とくに、身障者と老人の語らいの場であるセンターが相ついで雪沢温泉郷に開館したことは、本市の社会福祉活動の向上にとって、新たな第一歩をふみだすものであると共に今後の福祉行政に大きな光明をはなつものであるといつていよいと思います。

# -交通災害共済-

(長木小1年生)

## 正樹ちゃんに初の共済金



(写真) 正樹ちゃんの父に共済金を手わたす石川市長

10月24日の交通事故でなくなられた長木小学校1年生の小笠原正樹ちゃん(正男氏の長男)に市内では、はじめての共済金(50万円)が贈られ1月19日、石川市長からご遺族の方に手渡されました。

正樹ちゃんは、正雄さんのたったのひとり息子——その死が家族にとっていかに悲しいものであるかは、いうことばもできません。

深い悲しみにとざされていた正樹ちゃんのお宅をおとずれた石川市長も、仏前で正樹ちゃんのめい福を祈りながら、悲しみにくれるご遺族の方々をほげましていました。

ところで、市内での交通事故がうなき昇りに増えています。

10月末まで、大館警察署管内で起きた事故は何と381件(このうち死亡11名、負傷者512名)で、これから冬期を迎える、さらに増加が予想されます。運転手も歩行者の皆さんも十分ご注意し、明るい正月を迎えようではありませんか。

## 交通事故によって



診療を

受ける方へ!

◎交通事故による傷病の場合も、健康保険が適用されます。

◎交通事故で健保保険診療を受けるときは、第三者行為による被害届を提出して下さい。

### ◎届け出のあて先は

国民健康保険の加入者

市役所厚生課

(電話でもよい)

健康保険、日雇健保、船員健保

秋田市山王4丁目1-1

政府管掌健保

秋田県厚生部保険課長

健保組合、共済組合

所属組合または役所、会社

◎届け出用紙(ハガキ)は、市役所の厚生課、市民相談室に用意しています。

## <こんなによくなる>

### 国民年金 ..... (その2)

「夫婦2万円年金」とする大幅な国民年金の改正は、先の国会で審議未了となりましたが、12月の国会で再び提案され、成立しますと、次のようになります。

#### 改善案と現行制度との比較

主な改善事項	改善案	現行制度	
◎ 福祉年金			
(1) 年金額の引上げ ア 老令福祉年金 イ 障害福祉年金 ウ 母子、準母子福祉年金	月額 ア 1,800円 イ 2,900円 ウ 2,400円(子が1人の場合)	年額 21,600円 34,800円 28,800円	
(2) 支給制限の改善 ア 所得制限 イ 夫婦受給制限	① 扶養義務者、配偶者の所得による制限 6人世帯の場合 限度額119万2,500円 ② 本人の所得による制限 限度額 30万円 ◆ 全面的に廃止	月額 ア 1,700円 イ 2,700円 ウ 2,200円	年額 20,400円 32,400円 26,400円
◎ 施行期日	昭和45年7月1日 福祉年金の所得制限の緩和 高令者の任意加入の再開 所得比例制の導入	44年5月分から 44年10月分から 45年10月1日から	

## 青少年ホームだより

### 盛んなサークル活動

開館3周年を迎えた青少年ホームは、利用登録者数は1,400人にのぼり、日夜、音楽や話しあいなどのサークル活動が盛んに行なわれています。

この機会に、今までに利用者の皆さんが、自発的につくったサークルとその活動内容を紹介するとともに、まだ、利用証をもっていない方のため、利用手続きについてお知らせします。

■利用出来る人=市内に勤務先または住所を有する満25才未満の勤労青少年

■利用方法= 同ホームで利用証の交付を受けますとそのごは無料で利用できます。

■利用できる時間= 平日 13時~21時

日曜 9時~17時

■休館日= 毎週水曜日、木曜日は午前中、その他祝日、年末年始

### <こんなサークル活動があります>

#### (サークル名)

#### (活動内容など)

音響友の会 ◇社交ダンス、音楽鑑賞を中心に、会員相互の親睦と音楽芸術による情操を豊かにし、郷土文化発展に寄与する。このたび、優良団体として、労働省より受賞された。

桟の会 ◇会員相互の親睦を通じ、レクおよび話し合いはほか、諸活動を行なう。

二絆会 ◇絵画展などで相互批判を通じ、技術の向上につとめる。

ボプラの会 ◇スポーツを通じ、職場や社会問題について話しあう、レクも行なう。

バックの会 ◇レク、人生論の討論を通じ、相互人格の練磨につとめる。

生花グループ ◇生花(池の坊)の愛好者で、講習を通じて教養を高める。

ギタークラブ ◇ギター演奏、練習を通じ技術の向上につとめる。

マンドリンクラブ ◇演奏、練習を積み、音楽芸術の情操を豊かにする。

読書会 ◇約40冊の貸し出文庫を事務室に用意し、読書を通じて教養を高める。

千寿会 ◇茶道(裏千家)愛好会で、相互親睦と教養を高める。

写真クラブ ◇写真撮影、現像などの写真技術の向上につとめる。

若い根っこ会 ◇社会奉仕、福祉活動を行なう。



(写真) ギタークラブのなごやかな練習風景

## 支所・出張所地域で

### 住民実態調査



昨年の12月に行なった市街地の調査に引きつき、支所、出張所地区の住民実態調査を、1月1日現在で行なうことになりました。

この調査は、住民の居住の実態を正確にはあくすることによって、行政事務の適確で、迅速な処理を行ない、住民サービスの向上をはかることがねらいです。

とくに、この調査では、国民健康保険と社会保険の関係や国民年金と他の公的年金関係、さらに、年令と選挙人名簿の関係など、住民の資格関係もあわせて調査するたいせつな調査になりますので、調査員がお伺いした際には、すんでご協力くださいよう、お願いします。

### ◎旧市内へ転居している方は、転居届を忘れずに

最近、結婚や小家族制度化に伴う一夫婦、一世帯の傾向による、世帯分離が増えつつありますが、本市でもこの傾向は強く、とくに、新市内から中心街地に集中してきている傾向がめだちます。

ところが、このように市内転居しても、窓口に届け出をする人が少ないといわれていますので、転居したら、まず、市民課の窓口で所定の手続きをすまされるよう、お願いします。

### ◎調査の要綱

①調査の時期 —— 45年1月1日

②調査の区域 —— 花矢支所・各出張所の地域

③調査の対象 —— 調査地域に住所を有するすべての人を対象にします(外国人は除く)

④調査員 —— 市の職員

## 12月の解説



12月のことを和名で、師走(しわす)といいます。古い文献によると、「12月僧を迎えて經を読ませ東西にはせ走るが故に師走」とありますが、俗説には、12月ともなれば、日ごろおっとりしているお師匠さんも「借金とりに追いまわされ」たり「貸した金を集めに走りまわる」というふうにとっているようです。

どちらにしても、12月はすべてのことをなしおわった月という意味から、1年の四時、つまり春・夏・秋・冬の為果(しは)てる(四樹月・しはつ)月といったもののがあります。



# 国民健康保険税の不均一課税の廃止について

最近の医療費の増嵩には全く驚かざるを得ません。

総予算額の約93%を医療費で占める国保会計予算もこのため年々大巾な増額がなされておりますことは皆さんも充分ご承知かと存じます。他の事業であれば収入に応じた才出額を決めて事業を執行すればよいのでありますが、市町村が経営している国保事業は、これ等とは反対で増嵩する医療費に応じた収入を求めなければならないので、医療費に対する4割の国庫補助金以外は保険税で賄うこととなっている関係上、各市町村とも保険税の増収を図ることで頭を悩ましている状況です。

大館市の保険税の課税方法は旧花矢地区と旧大館地区ではそれぞれ異なった方法を採用し、これを昭和45年度課税分まで継続することになっておりますが、これから申し述べる種々な点で不合理な面が出てきておりますので、この際これ等の不合理を解消するため現行の不均一課税の方法を廃止して大館市全域が同一の課税方法で課税すべきでないかと考え現在その議案を市議会に提案して審議を願っている次第です。

## 1. 昭和43年度国保会計の決算見込みについて

昭和43年度の当市の国保会計の医療費の決算見込みは前年度に比べ旧大館地区が34.28%、旧花矢地区が46.54%の伸率を示しております。昭和43年度当初の見込みでは旧大館地区20.35%、旧花矢地区13.94%とそれぞれの伸率を見込み、それに応じて算出された保険税を課税したため旧大館地区で15,572円、旧花矢地区で3,217円とそれぞれ単年度赤字が発生する見込みであります。この赤字は保険税で解消しないで、昭和45年度以降に一般会計から繰入れをして解消することとしております。

## 2. 昭和44年度医療費の推定

医療費を推定するには、前年度の決算見込額に過去5か年間の平均伸率を乗じて算出する訳ですが、これによると昭和44年度の医療費は、昭和43年度決算見込額に対して旧大館地区では19.75%、旧花矢地区では26.20%の上昇となる見込みであります。

## 3. 昭和44年度保険税額について

上記の医療費の推計に基いて算出された保険税の額は現行の課税方法により算出すると、旧大館地区では109,002円、旧花矢地区では14,484円、合計123,486円となります。これを世帯数と被保険者数で除した額は、世帯当たりでは旧大館地区が15,618円、旧花矢地区が16,022円となり、旧花矢地区が旧大館地区に比し404円高くなっています。また1人当たりでは旧大館地区4,230円に対して、旧花矢地区は5,061円となり、これも花矢地区が大館地区よりも831円高くなっています。このような差が生ずるのは不均一課税の特例条例によって花矢地区の医療費は花矢地区的保険税で賄い、大館地区的医療費は大館地区的保険税で賄うという趣前からこのようになる訳です。

この特例を廃止すると大館地区とか、花矢地区とかの区別をしないで大館市1本で算出されるため、このような現象は生じないこととなります。

## 4. 均一課税とした場合の昭和44年度保険税

現在、市議会に提案して審議を願っている案により算出される保険税の総額は不均一課税の場合の旧大館地区分と、旧花矢地区分の合計額123,486円と全く同額であります。世帯当たりでは15,665円、1人当たりでは4,313円となり、不均一課税の場合に比し、前者では旧花矢地区が357円安くなり、旧大館地区では反対に47円高くなることとなります。また、被保険者1人当たりにおいても旧花矢地区は

748円安くなり、旧大館地区では83円高くなることになります。

保険事業というのは相互扶助の制度ですので地域によって負担方法が異なるということは望ましいことではないと考えます。従って、私共は全国的な組織にするべきだと考えているくらいです。

## 5. 特例条例と現行の大館市の条例との相違点

保険税として徴収する総額は推計した医療費に基いて算出するものであることは前にも申し述べたとおりであってその点では両方の条例には違いがありませんが、次の点が異っております。

ア) 保険税は、所得割、資産割、均等割、平等割の4つに区分して、それぞれの課税客体ごとに算出したものを合計して徴収することになっております。その総額に対する割合は、

	旧大館地区	旧花矢地区
A 所得割	5.5%	25.0%
B 資産割	9.5%	15.0%
C 均等割	23.0%	40.0%
D 平等割	12.0%	20.0%
計	100.0%	100.0%

となっております。A・Bを応能割といい、C・Dを応益割と称しておりますが、大館市の場合は応能割が65.0%、応益割が35%で経済的に恵まれている納税者から多く徴収する方法であります。これに対して旧花矢地区的特例条例は、応能割が40.0%で応益割が60.0%と大館と反対な方法を探っているといえます。然しこのことはその地域の世帯の構成状況によって決められることで、何れがよいとか、正しいとかはいえないことです。

### イ) 税率について

これは個々に税を課する場合に乘ずる比率であります。特例条例ではこの税率は保険税の総額が決まるとき自動的に定まるようになっております。これに対して大館市の条例はこの税率を数字で明記して決めてあります。従って、課税総額とか課税客体の数値に変動が生ずるとその都度条例を改正する必要が生ずるようになっております。

最近のように毎年保険税の増税を図る必要があるときは毎年改正が行われる訳です。特例条例であれば保険税について市議会議員が意見を述べる機会というのは予算で保険税の総額を決めるときだけであります。大館市の条例の場合であると、予算と条例の2つの議案の中で意見が述べられる訳です。

事務的には特例条例の方が煩わしさがなくて好都合かも知れませんが、課税される側にして見れば変更のある都度、自分達の代表である市議会議員に充分検討して貰うことを望むだらうと思います。そのような考えに立って判断いたしますと、大館市の条例の方がよいのではないかでしょうか。

### ウ) 課税額に対する限度額

ア) のところで申し述べた4つの区分した額の合計額が保険税として課税される訳ですが、この場合その合計額が3万円以上になったときは3万円で(43年度の対象世帯数24世帯)打切るというのが特例条例であります。超過した分は限度額に達しない人達が負担しているのですから、そのような高額納税者は協力をお願いしたいと思います。

以上で特例条例の不合理と思われる点を一応説明いたしましたが、ご理解できましたでしょうか。市としては保険税についてこの特例条例の適用を受けることは、旧花矢地区の方達が不利を招くだけであると考え、改正案を議会に提案いたしました次第です。当局の意のあるところを汲みとられ、ご賛同下さるようお願い申し上げます。

なお、現在議会で審議を願っている条例の保険税の課税の内容はどうなるかについて、次の11の例をあげてみましたので参考にしてください。

# 大館市国民健康保険税課税例

例 1

区分	課税標準	税額				
		43年度		44年度不均一		44年度
		大館地区	花火地区	大館地区	花火地区	均一
所	円 0	円	円	円	円	円
資	0					
均	1人	720	1,165	1,030	2,210	1,050
平		1,400	1,990	1,980	3,500	1,995
計		2,120	3,153	3,010	5,710	3,045

例 7

区分	課税標準	税額				
		43年度		44年度不均一		44年度
		大館地区	花火地区	大館地区	花火地区	均一
所	円 474,000	円 11,376	円 6,034	円 15,073	円 8,121	円 15,168
資	15,000	3,525	7,350	5,295	11,670	5,475
均	3人	2,160	3,489	3,090	6,630	3,150
平		1,400	1,990	1,980	3,500	1,995
計		18,461	18,863	25,438	29,921	25,788

例 2

所	円 0					
資	0					
均	3人	2,160	3,489	3,090	6,630	3,150
平		1,400	1,990	1,980	3,500	1,995
計		3,560	5,479	5,070	10,130	5,145

例 8

所	円 563,000	円 13,512	円 8,572	円 17,903	円 11,536	円 18,016
資	19,600	4,606	9,604	6,918	15,248	7,154
均	3人	2,160	3,489	3,090	6,630	3,150
平		1,400	1,990	1,980	3,500	1,995
計		21,678	23,655	29,891	36,914 (30,000)	30,345

例 3

所	円 70,000	1,680	0	2,226	0	2,240
資	2,000	470	980	706	1,556	730
均	3人	2,160	3,489	3,090	6,630	3,150
平		1,400	1,990	1,980	3,500	1,995
計		5,710	6,459	8,002	11,686	8,115

例 9

所	円 679,000	円 16,296	円 12,934	円 21,592	円 17,406	円 21,728
資	22,000	5,170	10,780	7,766	17,116	8,030
均	3人	2,160	3,489	3,090	6,630	3,150
平		1,400	1,990	1,980	3,500	1,995
計		25,026	29,193	34,428	44,652 (30,000)	34,903

例 4

所	円 120,000	2,880	0	3,816	0	3,840
資	3,300	775	1,617	1,164	2,567	1,204
均	3人	2,160	3,489	3,090	6,630	3,150
平		1,400	1,990	1,980	3,500	1,995
計		7,215	7,096	10,050	12,697	10,189

例 10

所	円 870,000	円 20,880	円 16,450	円 27,666	円 22,137	円 27,840
資	23,400	5,499	11,466	8,260	18,205	8,541
均	3人	2,160	3,489	3,090	6,630	3,150
平		1,400	1,990	1,980	3,500	1,995
計		29,939	33,395 (30,000)	40,996	50,471 (30,000)	41,526

例 5

所	円 247,000	5,928	1,655	7,854	2,201	7,904
資	10,000	2,350	4,900	3,530	7,780	3,650
均	3人	2,160	3,459	3,090	6,630	3,150
平		1,400	1,990	1,980	3,500	1,995
計		11,838	11,984	16,454	20,111	16,699

例 11

所	円 1,260,000	円 30,240	円 28,200	円 40,068	円 37,950	円 40,320
資	32,000	7,520	15,680	11,296	24,896	11,680
均	3人	2,160	3,489	3,090	6,630	3,150
平		1,400	1,990	1,980	3,500	1,995
計		41,320	49,359 (30,000)	56,434 (30,000)	72,976 (30,000)	57,145 (30,000)

例 6

所	円 387,000	9,288	3,581	12,306	4,819	12,384
資	20,000	4,700	9,800	7,060	15,560	7,500
均	3人	2,160	3,489	3,090	6,630	3,150
平		1,400	1,990	1,980	3,500	1,995
計		17,548	18,860	24,436	30,509 (30,000)	24,829